

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

平成29年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成30年2月27日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 澤田 貞良

# 平成29年度

## 定期監査等の結果に対する措置状況

### 1. 執行機関

#### 【消防本部総務課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 平成28年度 補助金支出事務について</p> <p>職員互助会に対する補助金について、消防本部総務課は、補助金の支出事務を行うとともに、職員互助会の事務局として補助金の交付申請をはじめとした補助金収入事務も所管している現状であり、補助事業の公平・客観的な効果検証に課題が見られた。</p> <p>今後は、支出側と収入側の事務の所管が重複しないような工夫を行われたい。</p> <p>補助金を支出する消防組合は、補助団体における繰越金の推移を常に確認するとともに、「公益上必要な場合に認められる」という法令の趣旨に鑑み、適切な予算執行に努められたい。</p>
<p>(2) 平成28年度 補助金支出団体における補助金収入事務（職員互助会）について</p> <p>職員互助会における繰越金については、その収入の大半が職員から徴収する会費とはいえ、大きな額となっている現状である。</p> <p>職員の福利厚生事業を行う互助組合であるので、住民に疑念を抱かれることのない内容であることを前提に、むしろ職員にアンケート調査を実施するなどして、事業内容の充実を図り、公務能率の維持増進につなげるべきである。</p> <p>また、職員互助会は、収入の一部に「公益上必要な場合に認められる」という補助金が充てられていることに鑑み、適正な事業運営を行われたい。</p>

消防本部総務課 措置状況
<p>(1) 平成28年度 補助金支出事務について</p> <p>監査委員からの指摘を受け、課内で適正な事務執行についての確認を行いました。</p> <p>来年度以降については、支出側と収入側における事務の適切な執行に向け、各事務の所管を異なるグループに分け、補助事業の公平・客観的な効果検証が可能な体制を整備いたします。</p> <p>また、今年度までは補助金所管課長である総務課長が職員互助会事務局長の任に就いておりましたが、来年度以降については他者が当該職を担うよう改善いたします。</p>

(2) 平成 28 年度 補助金支出団体における補助金収入事務（職員互助会）について  
職員互助会における繰越金は、監査委員の指摘のとおり、大きな額となっている現状です。

平成 29 年度から新規事業の導入と既存事業の拡充を行ったところですが、今後も、法の趣旨である公務能率の維持増進が図られるよう、アンケートの実施をはじめ、引き続き事業内容の充実に取り組み、適切な事業運営に努めるとともに、補助金の規模・基準が適正であるか検討いたします。

【大東消防署消防課】

【四條畷消防署消防課】

監査委員 指摘事項

(1) 平成 28 年度 補助金支出団体における補助金収入事務（大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会）について

大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会に対する助成金の大半は、各支部への補助金であった。

各支部は、地域住民の防火意識の啓発活動を通して、地域における防火防災活動を推進しておられ、大いに評価させていただきたい。

一方で、補助金のその他の積算根拠等については、明確な基準がないのが現状である。

大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会事務所管課におかれては、明確な基準・根拠をもとに交付申請をするなど、適切な補助金収入事務の遂行に努められたい。

大東消防署消防課・四條畷消防署消防課 措置状況

(1) 平成28年度 補助金支出団体における補助金収入事務（大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会）について

女性防火クラブ連絡協議会の運営事務については、「公益上必要な場合に認められる」という補助金が充てられていることに鑑み、適切な事務の執行に努めております。

監査委員の指摘を受け、補助金を充当して行う事業の基準を明確にし、適切な補助金収入事務の遂行に努めます。

また、補助金の額を定めている交付要綱については、所管課と協議し、積算根拠を明確にするための改正を行います。